**平成２６年（フ）第８５号**
北海道空知郡上富良野町栄町３丁目６番９号
破産者　川瀬　真美
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２２７号**
北海道旭川市春光台４条５丁目13番３―325号　市住325号
破産者　菅　　晴枝
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

## 破産手続終結

**平成２５年（フ）第８７０８号**
神奈川県横浜市泉区緑園２丁目１―２―603
破産者　笠原　雄二
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第２３６号**
北海道旭川市豊岡６条９丁目１番18号
破産者　高澤　　勝
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２６年（フ）第６４２号**
愛知県知多市日長台１番地　K―102
破産者　上村　仁人
1　破産債権の届出期間　平成27年２月６日まで
2　一般調査期日　平成27年３月５日午前11時５分
平成27年１月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第４３６２号**
兵庫県西宮市西田町６―54、開始決定時大阪市生野区巽東２丁目１番17号
破産者　藤並　秀樹
1　破産債権の届出期間　平成27年２月９日まで
2　一般調査期日　平成27年３月19日午後２時30分
平成27年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２９３４号**
大阪市平野区平野西６丁目５番27号
破産者　株式会社中谷
1　破産債権の届出期間　平成27年２月10日まで
2　一般調査期日　平成27年３月23日午後２時
平成27年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

## 債権者集会招集

**平成２４年（フ）第５２９９号**
大阪市生野区桃谷４丁目９番９号
破産者　株式会社マルタ
1　期日　平成27年２月９日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３００号**
大阪市生野区桃谷４丁目９番９号
破産者　有限会社壱番館
1　期日　平成27年２月９日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第１２８号**
岡山市中区高屋193番地　高屋平屋貸家Ｅ号室、開始決定時の住所岡山市中区穝57―５
破産者　藤本　　亨
免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
平成27年１月８日
岡山地方裁判所第３民事部

## 特別清算開始

**平成２６年（ヒ）第２０９６号**
東京都千代田区丸の内１丁目５番１号
清算株式会社　中外貴金属株式会社
代表清算人　山﨑　康雄
1　決定年月日　平成27年１月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算協定認可

**平成２６年（ヒ）第１００１号**
島根県松江市八幡町796番地30
清算株式会社　井上製材株式会社
代表清算人　井上　博夫
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、平成25年４月２日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入する。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは協定債権のうち、平成25年４月２日以降の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　本協定認可決定確定後１か月以内に、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に協定債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
ア　弁済原資
弁済原資は、預金債権金12,917,071円から弁護士実費精算事務費等金200,000円を控除した金12,717,071円である。
イ　プロラタ弁済額の算定
一般債権額を基準債権額として、金12,717,071円を基準債権額により按分してプロラタ債権額を算定する。
⑵　追加弁済
ア　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続きのために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続きに関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を、控除してなお残額が存する場合は、当該残額を追加弁済対象一般債権者の基準債権額で按分して支払う。
イ　アによる弁済を行った場合は、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
以上
松江地方裁判所民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２６年（再イ）第９５号**
埼玉県川越市東田町15番地５　エルドラド文209号室
再生債務者　諏訪部一幸
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年１月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年２月12日から平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（再イ）第１４号**
長野県東御市鞍掛21番地１　ハイツエコーＢ202号
再生債務者　小林　誠司
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年１月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年２月12日から平成27年２月18日まで
長野地方裁判所上田支部